

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当たる翌日には、  
休日がと日には、  
その日)

## 十六条関係

二 検査は、検査基準日（検査に着手した日の前日をいう。以下同じ。）の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査基準日まで（現行 検査時の属する事業年度）を対象として行うこととした。（第五条関係）

三 その他所要の規定の整備を行うこととした。

四 この規則は、公布の日から施行することとした。

## ◇鳥取県農業近代化資金利子補給規則等の一部を改正する規則

一 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部改正（第一条関係）

1 農業近代化資金の利子補給率は、農林水産大臣が定める率を勘案して知事が別に定めるものとすることとした。

二 鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部改正（第二条関係）

1 農業近代化推進資金の貸付利率及び利子補給率は、知事が別に定めるものとすることとした。

2 所要の規定の整備を行うこととした。

三 鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部改正（第三条関係）

1 中山間地域活性化資金の貸付利率及び利子補給率は、農林水産大臣が定める率を勘案して知事が別に定めるものとすることとした。

2 所要の規定の整備を行うこととした。

四 鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部改正（第四条関係）

1 漁業近代化資金の利子補給率等は、農林水産大臣が定める率を勘案して知事が別に定めるものとすることとした。

2 所要の規定の整備を行うこととした。

五 鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部改正（第五条関係）

1 漁業経営維持安定資金の利子補給率等は、農林水産大臣が定める率を勘案して知事が別に定めるものとすることとした。

## ◇農業協同組合検査規則の一部を改正する規則

公布された規則のあらまし

一 知事は、検査に關して是正等を求めた事項の履行を確保するために必要と認めたときは、検査講評後六月以内に検査を行うものとすることとした。（新第

2 所要の規定の整備を行うこととした。

六 鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部改正（第六条関係）

1 漁業経営安定資金の利子補給率等は、知事が別に定めるものとすることとした。

2 所要の規定の整備を行うこととした。

七 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇水産業協同組合検査規則の一部を改正する規則

一 検査の実施（第二条の二関係）

検査は、知事が指名した事務吏員又は技術吏員（以下「検査吏員」という。）が行うことと制度化することとした。

二 検査要領（新第三条関係）

検査は、水産業協同組合検査要領に従い、組合の業務及び会計につき物件、帳簿等を調査し、法令等に違反する事項の有無、財産の確認及び業務執行の適否を明らかにすることとした。

三 検査基準日及び検査の範囲（新第四条関係）

検査は、検査基準日（検査に着手した日の前日をいう。以下同じ。）の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査基準日まで（現行 検査時の属する事業年度）を対象として行うこととした。

四 無通告検査の原則（第四条の三関係）

検査は、知事が特に指示した場合を除き、無通告で行うこととした。

五 組合員等との照査（新第七条関係）

検査吏員は、検査に当たって、特に必要があると認める場合において、組合員、会員等に対し、任意の説明、答弁又は関係資料の提出を求めることができることとした。

六 検査講評（第八条の三関係）

検査吏員は、検査を終了したときは、講評を行わなければならないこととし

た。

七 検査終了後の措置（新第九条関係）

1 検査吏員は、検査終了後速やかに検査報告書を作成し、知事に提出しなければならないこととした。

2 1の場合において、知事は、期限を定めて、当該組合から理事会議事録及び監事の意見書添付した回答書を提出させるものとすることとした。

3 2の場合において、知事は、期限を定めて、当該組合から理事会議事録及び監事の意見書添付した回答書を提出させることとした。

4 2の場合は、知事は、期限を定めて、当該組合から理事会議事録及び監事の意見書添付した回答書を提出させることとした。

5 2の場合は、知事は、期限を定めて、当該組合から理事会議事録及び監事の意見書添付した回答書を提出させることとした。

6 2の場合は、知事は、期限を定めて、当該組合から理事会議事録及び監事の意見書添付した回答書を提出させることとした。

7 2の場合は、知事は、期限を定めて、当該組合から理事会議事録及び監事の意見書添付した回答書を提出させることとした。

8 2の場合は、知事は、期限を定めて、当該組合から理事会議事録及び監事の意見書添付した回答書を提出させることとした。

9 2の場合は、知事は、期限を定めて、当該組合から理事会議事録及び監事の意見書添付した回答書を提出させることとした。

10 2の場合は、知事は、期限を定めて、当該組合から理事会議事録及び監事の意見書添付した回答書を提出させることとした。

◇鳥取県出納局事務決裁規則の一部を改正する規則

一 審査課に係る出納局長等の専決事項を定めることとした。（別表第三関係）

二 会計課に係る出納局長の専決事項に一般競争入札に参加する者に必要な資格の決定及び同資格についての公示を加えることとした。（別表第三関係）

三 その他所要の規定の整備を行うこととした。

四 この規則は、平成八年四月一日から施行することとした。

## 規則

農業協同組合検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年四月一日

鳥取県知事 西尾邑次

### 鳥取県規則第三十三号

農業協同組合検査規則の一部を改正する規則

農業協同組合検査規則（昭和三十七年三月鳥取県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「若しくは共済規程」を「信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは農業經營規程」に改める。

第五条を次のように改める。

(検査基準日及び検査の範囲)

第五条 検査基準日は、検査に着手した日の前日とする。ただし、検査に着手した日の直近の残高試算

前日に残高試算表が作成されていない場合には、検査に着手した日の残高試算表が作成された日とすることができる。

第二条 検査基準日は、検査の開始の日から検査基準日までの組合の業務及び会計の状況について行う。ただし、特に必要があると認めた場合に

は、検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日前及び検査基準日後の組合の業務及び会計の状況について行うことができる。

第八条の見出し中「携帯呈示」を「携帯提示」に改め、同条中「行なう」を「行う」に改める。

「別記様式第一号」を「別記様式」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改める。

第十四条の見出しを「(検査講評)」に改め、同条第一項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条中第二項から第四項までを削る。

第十五条を次のように改める。

(検査終了後の措置)

第十五条 検査吏員は、検査終了後速やかに次の書類をもつて検査報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

一 検査概要表

二 検査結果一覧表

三 検査書案

四 その他参考書類

2 前項の場合において、知事は、法令の違反又は組合の運営上是正若しくは改善の必要があると認めた事項について、速やかに当該組合に検査書を交付し、是正又は改善を求めるものとする。

3 前項の場合において、知事は、期限を定めて、当該組合から検査書では正又は改善を求めた事項についての見解又は措置若しくは方針について、理事会において協議させた上、理事会議事録及び監事の意見書添付した回答書を提出させるものとする。

第十六条中「あたつて」を「當たつて」に、「洩しては」を「漏しては」に改め、同条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

(事後確認検査)

第十六条 知事は、前条第二項の規定により是正又は改善を求めた事項の履行を確保するため必要と認めたときは、第十四条の規定による検査講評後六月以内に検査を行うものとする。

別記様式第二号を削り、別記様式第一号中「別記様式第一号」を「別記様式第一号(第8条関係)」に、「昭和 年月日」を「 年月日」に改め、同様式を別記様式とする。

この規則は、公布の日から施行する。

### 附則

平成8年4月1日 月曜日

鳥取県農業近代化資金利子補給規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第三十四号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則等の一部を改正する規則

(鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部改正)

第一条 鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年一月鳥取県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び利子補給率は別表のとおりとする」を「は別表のとおり」とし、利子補給率は農林水産大臣が定める率を勘案して知事が別に定めるものとするに改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の利子補給率は、同項の規定により知事が別に定める率に、当該各号ごとに知事が別に定める率を加えて得た率とする。

一 融資機関が一つの区分された農業部門の経営を自ら行う青年に対し、別表第一号から第四号までに掲げる資金及び同表第七号に掲げる資金(知事が定めるものに限る。)を貸し付ける場合において、当該貸付けに係る住所地市町村(農業近代化資金の貸付けを受けた者の住所地を管轄する市町村をいう。以下同じ。)が当該融資機関に対し、当該貸付けに係る農業近代化資金の利子補給金を知事が別に定める割合で交付する場合

二 融資機関が、畜産業を営む者で当該畜産業の経営に伴つて公害を発生させ、又は発生させるおそれがあるものに対し、別表第一号又は第二号に掲げる資金のう

ち当該公害を防止するために必要な資金を貸し付ける場合において、当該貸付けに係る事業地市町村(農業近代化資金の貸付けに係る事業の実施場所を管轄する市町村をいう。以下同じ。)が当該融資機関に対し当該貸付けに係る農業近代化経営を志向して農業を営む者で農業後継者の確保及び農業経営の改善に農家住宅の改良、造成又は取得を必要とするものに対し、別表第七号に掲げる資金のうち当該農家住宅の改良、造成又は取得に必要な資金を貸し付ける場合において、当該貸付けに係る住所地市町村が当該融資機関に対し当該貸付けに係る農業近代化資金の利子補給金を知事が別に定める割合で交付する場合

三 融資機関が、農業を営む者で水稻から他の作物への生産の転換(以下「転作」という。)を行うものに対し、別表第一号から第五号まで又は第七号に掲げる資金のうち当該転作に必要な資金を貸し付ける場合において、当該貸付けに係る住所地市町村が当該融資機関に対し当該貸付けに係る農業近代化資金の利子補給金を知事が別に定める割合で交付する場合

五 融資機関が、重点的に果樹農業の振興を図る必要があるものとして知事が別に定める地域内でぶどうのハウス栽培を行う者に対し、別表第一号又は第二号に掲げる資金のうち当該ハウス栽培に必要な資金を貸し付ける場合において、当該貸付けに係る住所地市町村が当該融資機関に対し当該貸付けに係る農業近代化資金の利子補給金を知事が別に定める割合で交付する場合

六 融資機関が、農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十二条第一項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者に対し、別表第一号から第四号まで又は第七号に掲げる資金のうち、当該農業経営改善計画に従つて行う農業経営の改善に必要な資金を貸し付ける場合において、当該貸付けに係る住所地市町村が当該融資機関に対し当該貸付けに係る農業近代化資金の利子補給金を知事が別に定める割合で交付する場合

七 融資機関が、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域において農業を営む者に対し、別表第一号から第四号までに掲げる資金及び同表第七号に掲げる資金（知事が定めるものに限る。）を貸し付ける場合において、当該貸付けに係る住所地市町村が当該融資機関に対し当該貸付けに係る農業近代化資金の利子補給金を知事が別に定める割合で交付する場合

第二条中第三項から第八項までを削る。

附則第三項中「第一条の規定の適用については、同表の利子補給率の欄中「年一・六五パーセント」とあるのは「年一・七パーセント」と、「年〇・五五パーセント」とあるのは「年〇・六パーセント」とする」を「利子補給率は、知事が別に定めるものとする」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

一 農舎、畜舎、蚕室、農産物乾燥施設、たい肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、

たい肥盤、農業用貯溜そう、果樹棚、牧ざく、農業用索道、排水施設、かん水施設、

農産物集出荷施設、農産物処理加工施設、農産物貯蔵施設、農産物販売施設、農業

生産資材貯蔵施設、農業生産資材製造施設、農機具保管修理施設、病害虫等防除施

設、ふ卵育すう施設、農業生産（農産物の処理加工を含む。）に伴つて生ずる公害の防止のた

めに必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金

二 原動機、農用地改良造成用機具、揚排水用機具、耕うん整地用機具、農作物育成

管理用機具、肥料調整散布用機具、病害虫等防除用機具、収穫調整用機具、農産物

処理加工用機具、畜産用機具、養蚕用機具、運搬用機具又は生産・経営管理情報処

理用機具の取得に要する資金

三 果樹、オリーブ、茶、ホップ、桑又はアスパラガスの植栽又は育成に要する資金

四 牛、馬、めん羊、山羊若しくは豚の購入又は牛若しくは豚の育成に要する資金で

知事が指定するもの

五 知事が定める規模を越えない規模の農地又は牧野の改良又は造成に必要な資金

六 診療施設、農事放送施設、水道施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて知事が定めるものの改良、造成又は取得に必要な資金

七 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めて指定する資金

（鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部改正）

第二条 鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十

四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「年〇・八五パーセントの」を「知事が別に定める」に改め、同条第二項中「年〇・八五パーセントとする」を「知事が別に定めるものとする」に改める。

利 率	
年三・〇パーセント以内	年三・〇パーセント以内を
利 率	貸 付 利 率
知事が別に定める率	に改める。

（鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部改正）

第三条 鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成二年十二月鳥取県規則第五十

八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「別表貸付利率の欄に掲げる率」を「農林水産大臣が定める率」を勘案して知事が別に定める率に改める。

第四条中「別表のとおりとする」を「農林水産大臣が定める率を勘案して知事が別に定めるものとする」に改める。

第四条中「別表のとおりとする」を「は別表のとおりとし、

別表を削る。

（鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部改正）

第四条 鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和四十四年十月鳥取県規則第六十一号）

の一部を次のように改正する。

第二条中「及び利子補給率は、別表のとおりとする」を「は別表のとおりとし、利子補給率等は農林水産大臣が定める率を勘案して知事が別に定めるものとする」

に改める。

別表を次のように改める。

**別表（第二条関係）**

一 総トン数二十トン未満の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン未満である場合におけるその漁船の改造に必要な資金のうち次に掲げるもの

一 総トン數十トン未満の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が十トン未満である場合におけるその漁船の船体の改造に必要な資金

二 総トン數十トン以上二十トン未満の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が十トン以上二十トン未満である場合におけるその漁船の船体の改造若しくは船体以外の部分の改造に必要な資金

二 総トン數二十トン以上百三十トン（中型いかつり漁業に従事する漁船にあつては、百三十九トンとする。以下同じ。）未満の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上百三十トン未満である場合におけるそ

の漁船の改造に必要な資金

三 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保藏施設

水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取

得に必要なもの又は次号、第五号若しくは第六号に掲げるものを除く。）

四 漁場改良造成用機具、漁船用油水供給用機具、水産種苗生産用機具、養殖用

物等運搬用機具又は生産・經營管理情報処理用機具の取得に必要な資金

五 漁具（総トン数百三十トン未満の漁船に係るものに限る。）又は養殖いかだその他知事が定める養殖施設の取得に必要な資金

六 ぶり、うなぎその他の成育期間が通常一年以上であつて、知事が定めるものの種苗の購入又は育成に必要な資金（知事が指定するものに限る。）

七 有線放送施設その他の漁村における環境の整備のため必要な施設であつて知事が定めるものの改良、造成又は取得に必要な資金（法第二条第一項第六号から第十号までに掲げる者（同項第十号に掲げる者にあつては、漁業近代化資金助成法施行令（昭和四十四年政令第二百九号）第五条に規定する団体を除く。）に貸し付けられるものに限る。）

八 漁場改良造成施設の改良、造成若しくは取得に必要な資金、海浜等環境活用施設の改良、造成若しくは取得に必要な資金、漁村における給排水施設の改良、造成若しくは取得に必要な資金、特定の漁家住宅の改良、造成若しくは取得に必要な資金、漁業経営若しくは水産加工業経営の転換等をする者がその初期段階の経営に必要な資金、水産物の処理加工に伴つて発生する公害の防止のために必要な施設の改良、造成若しくは取得に必要な資金、漁業協同組合等が共同利用に供する船舶の改造、建造若しくは取得に必要な資金又は漁業協同組合が信用事業の機械化に必要な機器の購入又は設置に必要な資金

**（鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部改正）**

第五条 鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則（昭和五十一年十一月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「年三・〇パーント」を「農林水産大臣が定める率を勘案して知事が別に定める率」に改める。

第四条中「年一・七パーント」を「農林水産大臣が定める率を勘案して知事が別に定めるもの」に改める。

**（鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部改正）**

第六条 鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則（昭和五十六年六月鳥取県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第二号中「年三・五パーント」を「知事が別に定める率」に改める。

第四条中「年一・二パーント」を「知事が別に定めるもの」に改める。

附則第二項中「年三・〇パーント」を「知事が別に定める率」に、「第四条中の規定の適用については、同条中「年一・二パーント」とあるのは、「年一・七パー

セント」とする」を「利子補給率は、知事が別に定めるものとする」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

水産業協同組合検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 鳥取県規則第三十五号

水産業協同組合検査規則の一部を改正する規則

水産業協同組合検査規則（昭和二十七年九月鳥取県規則第七十七号）の一部を次のよ

うに改正する。

第一条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「知事が」を削り、「行う検査」を「知事が行う検査（以下「検査」という。）」に、「特別の目的がある場合を除く外」を「法令に定めのあるもののはか」に改める。

第二条中「検査は」を「検査は」に、「基いて」を「基づいて」に、「定款及び規約を遵守させ」を「又は定款、規約、共済規程、内国為替取引規程若しくは信託業務規程を遵守させ」に、「保全するとともに」を「保全するとともに」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（検査の実施）

第二条の二 検査は、知事が指名した事務吏員又は技術吏員（以下「検査吏員」という。）が行うものとする。ただし、検査吏員でない者を検査吏員の補助員としてその検査に従事させることがある。

第三条及び第四条を次のように改める。

（検査要領）

第三条 検査は、知事が別に定める水産業協同組合検査要領に従い、組合の業務及び会計につき物件、帳簿、伝票、証ひよう書類その他の業務記録等を調査し、法令、定款等に違反する事項の有無、財産の確認及び業務執行の適否を明らかにするものとする。

#### （検査基準日及び検査の範囲）

第四条 検査基準日は、検査に着手した日の前日とする。ただし、検査に着手した日の前日に残高試算表が作成されていない場合には、検査に着手した日の直近の残高試算表が作成された日とすることができる。

2 検査は、検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査基準日までの組合の業務及び会計の状況について行う。ただし、特に必要があると認めた場合は、検査基準日の属する事業年度の前事業年度開始の日前及び検査基準日後の組合の業務及び会計の状況についても検査を行うことができる。

第四条の次に次の三条を加える。

（検査の場所）

第四条の二 検査は、組合の事務所、倉庫、事業場その他組合の業務に關係ある場所において行う。ただし、必要があるときは、これらの場所以外の場所において検査を行うことができる。

（無通告検査の原則）

第四条の三 検査は、あらかじめ通告しないで行う。ただし、知事が特に指示した場合は、この限りでない。

（証票の携帯提示）

第四条の四 検査吏員は、検査を行うときは、その身分を示す証票（別記様式）を携帯し、かつ、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第五条及び第六条を削り、第七条中「且つ」を削り、「但し、必要あるときは、」を「ただし、必要があるときは、理事その他の」に改め、同条第二項を削り、同条を第五条とし、同条の次に次の二条を加える。

（検査の立会い）

第六条 検査は、理事（又は清算人）その他の責任者一人以上の立会いのもとに行わな

ければならない。

- 2 検査に当たつては、監事の立会いを求めるようにしなければならない。  
 (組合員等との照査)

第七条 検査吏員は、検査に当たつて、特に必要があると認める場合において、組合員若しくは会員若しくはその他の取引先、退職した役員若しくは使用人又はその他の関係者に対し、任意の説明、答弁又は関係資料の提出を求めることができる。

第八条中「左の」を「検査吏員は、次の」に改め、同条第一号中「第五条」を「第六条」に、「立会わせる」を「立ち会わせる」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「急速に」を「速やかに」に、「とき」を「とき。」に改め、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 検査すべき帳簿、書類の記載が著しく不備のため、業務及び会計の状況等を知ることができないとき。

第八条第四号中「とき」を「とき。」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(品位の保持)

第八条の二 検査吏員は、検査に当たつては常に品位を保持し、検査に対する信頼を高めるよう努めなければならない。

(検査講評)

第八条の三 検査吏員は、検査を終了したときは、知事が特に指示する場合のほか、常例として、理事(又は清算人)及び監事の参集を求めて、検査によつて明らかとなつた事項について講評を行わなければならぬ。

第九条及び第十条を次のように改める。

(検査終了後の措置)

第九条 検査吏員は、検査終了後速やかに次の書類をもつて検査報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

- 一 検査概要表
- 二 検査結果一覧表
- 三 検査書案
- 四 その他参考書類

2 前項の場合において、知事は、法令の違反又は組合の運営上是正若しくは改善の必要があると認めた事項について、速やかに当該組合に検査書を交付し、是正又は改善を求めるものとする。

3 前項の場合において、知事は、期限を定めて、当該組合から検査書では正又は改善を求めた事項についての見解又は措置若しくは方針について、理事会において協議させた上、理事会議事録及び監事の意見書を添付した回答書を提出させるものとする。

(事後確認検査)

第十一条 知事は、前条第一項の規定により是正又は改善を求める事項の履行を確保するために必要と認めたときは、第八条の三の規定による検査講評後六月以内に検査を行うものとする。

第十二条の見出しを「(秘密の保持)」に改め、同条中「検査員」を「検査吏員及び補助員」に、「当り」を「当たり」に、「事項」を「秘密」に改め、「上司の承認を受けず」を削る。

別記様式を次のように改める。

水産業協同組合検査吏員証	
写真ちょう付	号 名 生
	第 月 日
職 氏 年	
上記の者は水産業協同組合法第123条による 検査吏員であることを証明する。	
年 月 日	名 印
鳥取県知事 氏	

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県出納局事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県規則第三十六号

鳥取県出納局事務決裁規則の一部を改正する規則

鳥取県出納局事務決裁規則（昭和四十九年七月鳥取県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「鳥取県本府事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号。以下「本府事務決裁規則」という。）第三条」を「鳥取県事務処理権限規則（平成八年四月鳥取県規則第三十二号）第三条」に改める。

別表第三会計課の項及び用度課の項を次のように改める。

会計課	一 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち、鳥取県出納局事務決裁規則第三十二条に掲げるもの	一 出納長の権限に属する事務のうち、次に掲げるもの
	(一) 第一百六十七条の五第一項の規定による一般競争入札（建設工事及び測量設計に係るもの）を除く。以下同じ。）に参加する者	(一) 一件の見積価格五百万元未満の物品の出納
	(二) 五百万元未満の物品に係る支出負担行為の事前承認	(二) 一件五百万元未満の物品に係る支出負担行為の事前承認
	(三) 一件三十万元以上の義務経費等の支出（報酬、給料及び職員の支給）	(三) 五百万元未満の歳入金の調定（一件五十万元未満の事後調定を除く。）

- (二) 第百六十七条の十一第二項の規定による一般競争入札に参加する者に必要な資格についての公示
- (三) 第百六十七条の十一第三項において準用する同令第一百六十七条の五第二項の規定による指名競争入札（建設工事及び測量設計に係るもの）を除く。以下同じ。）に参加する者に必要な資格の決定
- (四) 第百六十七条の十一第三項において準用する同令第一百六十七条の五第二項の規定による指名競争入札に参加する者に必要な資格についての公示
- (二) 地方自治法施行令第百六十八条第九項の規定による指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関の指定又はその取消しについての指定金融機関からの意見の聴取
- (三) 鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）に基づく知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものを除く。
- (一) 第五条第三項の規定による証紙の小売りさばき人の指定
- (二) 第七条第一項ただし書の規定
- 手当等（以下「給料等」という。）に限る。
- 占有動産の出納
- 収入証紙の出納
- 前各号に掲げるもののほか軽易なもの（別表第四に掲げるものを除く。）
- 二 知事の権限に属する給料等（知事が別に定めるものを除く。）の支給命令
- 三 知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるもの（出納局に係るものに限る。）
- (一) 一件五百万円未満の支出負担行為
- (二) 一件二百万円以上の支出命令
- (三) 負担金、補助金その他これらに類するものの歳入金の調定（一件五十万元未満の事後調定を除く。）
- (四) 前号に掲げるもののほか一件五百万元未満の歳入金の調定（一件五十万元未満の事後調定を除く。）
- (五) 物品の保管換え
- (六) 戻入金の調定及び歳入戻出金の支出命令

による証紙の返還に基づく現金の還付又は他の証紙との交換の認定

四 鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）第一百六十三条の規定による会計検査（物品に係るものに限る。）の実施

五 鳥取県物品事務取扱規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十二号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三十条第一項の規定による物品の不用の決定（一品目の帳簿価格（帳簿価格のない場合は見積価格）が百万円以上の物品の場合に限る。）

(二) 第三十一条第一項の規定による不用品の売払い又は廃棄（一品目の予定価格が百万円以上の不用品の場合に限る。）

(三) 第三十二条第三項の規定による不用品の処分の承認（一品目の見積価格が百万円以上の不用品の場合に限る。）

(四) 第三十四条第三項の規定による物品の交換の承認

(五) 第三十五条第二項の規定による物品の交換の承認

(七) 有価証券の出納の通知

(八) 債権の管理に関する必要な措置の決定

(九) 非常勤職員及び臨時的任用職員に係るもので次に掲げるものの給与の支出命令及び当該支出に伴う法定控除

(十) 差し押さえられた金銭の供託

(十一) 同一会計内の振替え、他の会計への繰出し又は歳入歳出外現金への繰入れのための収入又は支出の命令

(十二) 請負契約の対象となる部分に係る設計金額が五百万円未満の工事の執行の決定

(十三) 一件五百万円以上の支出負担行為

(十四) 一件五百万円以上の歳入金（地方交付税、負担金、補助金その他これらに類するものを除く。）の調定

(十五) 寄付金品の受納

(十六) 一件の予定賃貸料の額が五百円未満の普通財産の軽易な貸付け及び財産の軽易な借受け

(十七) 前各号に掲げるもののほか軽易なもの

四 鳥取県物品事務取扱規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十条の規定による物品の出納の通知

六 補助金、交付金、負担金、貸付金、利子補給その他の財政援助金に係る交付の決定、交付の承認、交付の取消し、返還命令その他の処分

七 請負契約の対象となる部分に係る設計金額が五百万円以上二億円未満の工事の執行の決定

八 一件五百万円以上の支出負担行為

九 一件五百万円以上の歳入金（地方交付税、負担金、補助金その他これらに類するものを除く。）の調定

十 寄付金品の受納

十一 一件の予定賃貸料の額が五百円未満の物品の貸付け及び借受け

十二 一件の予定賃貸料の額が五百円未満の普通財産の貸付け及び財産の借受け（軽易なものを除く。）

五 鳥取県用品調達等集中管理事業事務取扱規程（昭和四十年八月内訓第五号）に基づく知事の権限のうち第四条の規定による用品の交付単価の決定

る物品の譲与又は減額譲渡の承認の分類換え

(三) 第二十七条第四項の規定による廻相互間における物品の保管換えの承認

(四) 第三十条第一項の規定による物品の不用の決定（一品目の帳簿価格（帳簿価格のない場合は見積価格）が百万円未満の物品の場合に限る。）

(五) 第三十一条第一項の規定による不用品の売払い又は廃棄（一品目の予定価格が百万円未満の不用品の場合に限る。）

(六) 第三十二条第三項の規定による不用品の処分の承認（一品目の見積価格が百万円未満の不用品の場合に限る。）

(七) 第三十二条第一項の規定による生産品を試験、研究等の目的以外に使用する場合の承認

(八) 第三十九条第一項の規定による郵券印紙類の検査

## 審査課

一 鳥取県会計規則第百六十三条の規定による会計検査（物品に係るもの）を除く。）の実施

- 一 出納長の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 一件千万円未満の収入の事前承認
- (二) 一件五千万円未満の建設工事請負費の支出負担行為の事前承認
- (三) 一件五百万円未満の支出負担行為（建設工事請負費及び物品に係るもの）を除く。）の事前承認
- (四) 一件三十万円以上の義務経費等の支出（建設工事請負費及び給料等の支出を除く。）
- (五) 一件五千万円未満の建設工事請負費の支出
- (六) 一件三十万円以上千万円未満の支出（義務経費等及び食糧費の支出を除く。）
- (七) 一件十万円以上千万円未満の支払費用の支出を除く。）
- (八) 返納金の戻入及び過誤納金の還付
- (九) 歳入歳出外現金及び有価証券の出納
- (十) 前各号に掲げるもののほか特に

別表第三の備考中「用度課」を「審査課」に改める。  
別表第四会計課の項を次のように改める。

審査課	会計課
出納長の権限に属する事務のうち一件十万円以上三十万円未満の支出	出納長の権限に属する事務のうち一件十万円以上三十万円未満の給料等の支出
次に掲げるもの	次に掲げるもの
一 一件十万円以上三十万円未満の義務経費等の支出（給料等及び建設工事請負費の支出を除く。）	一 一件十万円未満の義務経費等の支出（給料等及び建設工事請負費の支出を除く。）
二 一件十万円以上三十万円未満の賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料・賃借料、原材料費、備品購入費、扶助費又は公課費の支出	二 一件十万円未満の賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料・賃借料、原材料費、備品購入費、扶助費又は公課費の支出
三 一件十万円未満の食糧費の支出	三 返納を伴わない資金前渡精算書の確認
四 一件三十万円未満の支出（義務経費等の支出並びに賃金、報償費、	四 前各号に掲げるもののほか特に

易なもの（別表第四に掲げるものを除く。）

二 知事の権限に属する事務のうち歳入歳出外現金の出納の通知（出納局に係るものに限る。）

旅費、需用費、役務費、委託料、  
使用料・賃借料、原材料費、備品

購入費、扶助費及び公課費の支出  
を除く。)

軽易なもの

この規則は、公布の日から施行する。  
附 則

## 告 示

### 鳥取県告示第二百四十七号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月鳥取県規則第二号。以下「規則」という。）第一条第一項及び第二項並びに附則第三項の規定に基づき、農業近代化資金の利子補給率を次のとおり定める。

平成八年四月一日

### 鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 規則第二条第一項の利子補給率

農業近代化資金の種類	利子補給率
農業近代化資助成法（昭和三十六年法律第二百二号。以下「法」）に掲げる融資機関が同項第一号、第二号、第三号、第四号及び第五号に掲げ	法第二条第二項第一号
農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二号。以下「法」）に掲げる融資機関が同項第一号、第二号、第三号、第四号及び第五号に掲げ	法第二条第二項第二号
貸し付ける場合	から第五号までに掲げ
でに掲げる者に貸し付	る融資機関が同項第一
ける場合	項第二号から第四号ま

#### 二 規則第二条第二項の利子補給率

利子補給率を上乗せする場合	利子補給率	利子補給率
(一) 第一号に掲げる場合	県が上乗せする率	市町村が上乗せする率
(二) 第二号に掲げる場合	年〇・一二五パーセント	年〇・一八パーセント
(三) 第三号に掲げる場合	年〇・四五パーセント	年〇・四五パーセント
(四) 第四号に掲げる場合	年〇・一二五パーセント	年〇・一二五パーセント
(五) 第五号に掲げる場合	年〇・一二五パーセント	年〇・一二五パーセント
(六) 第六号に掲げる場合	年〇・一二五パーセント	年〇・一二五パーセント
(七) 第七号に掲げる場合	年〇・一二五パーセント	年〇・一二五パーセント

## 三 規則附則第三項の利子補給率

農業近代化資金の種類	利子補給率		
	法第二条第二項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる融資機関が同条第一項第一号に掲げる者に貸し付ける場合	法第二条第二項第一号に掲げる融資機関が同条第一項第二号から第五号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第二条第二項第一号に掲げる融資機関が同条第一項第二号から第四号までに掲げる者に貸し付ける場合
(一) 規則別表第一号に掲げる資金	年一・七パーセント	年一・七パーセント	年〇・六パーセント
(二) 規則別表第二号に掲げる資金	年一・七パーセント	年一・七パーセント	年〇・六パーセント
(三) 規則別表第三号に掲げる資金	年一・七パーセント	年一・七パーセント	年〇・六パーセント
(四) 規則別表第四号に掲げる資金	年一・七パーセント	年〇・六パーセント	年〇・六パーセント
(五) 規則別表第六号に掲げる資金	年一・七パーセント	年一・七パーセント	年〇・八五パーセント
(六) 規則別表第七号に掲げる資金	年一・七パーセント	年〇・六パーセント	年〇・八五パーセント

## 鳥取県告示第二百四十八号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十二年六月鳥取県規則第二十四号）

第二条第三項、第三条第一項及び第二項の規定に基づき、農業近代化推進資金の貸付利率及び利子補給率を次のとおり定める。

平成八年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第二百四十九号

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成二年十一月鳥取県規則第五十八号。以下「規則」という。）第三条第一項第二号及び第四条の規定に基づき、中山間地域活性化資金の貸付利率及び利子補給率を次のとおり定める。

平成八年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 中山間地域活性化資金の種類等

中山間地域活性化資金の種類等	貸付利率		
	規則第二条第三項第一号、第三号及び第五号に掲げる場合	規則第二条第三項第二号、第四号、第六号及び第七号に掲げる場合	規則第二条第三項第六号及び第七号に掲げる場合
一 加工流通施設整備資金	年三・四パーセント以内	年一・三パーセント	年〇・二パーセント

		二 保健 機能増進施設		一 大企 業以外 の者に 貸し付ける場 合		イ 貸付金のうち 二億七千万円以 下の部分	
		整備資 金		口 貸付金のうち 二億七千万円を 超える部分			
		2 大企業に貸し付ける場合	年三・〇 パーセント以内	年三・一五 パーセント以内	年一・五五 パーセント	年三・〇 パーセント以内	年一・七
		三 生 活 環 境 施 設 整 備 資 金	年三・〇 パーセント以内	年一・七 パーセント	年〇・四五 パーセント	年〇・六 パーセント	年〇・六
			年三・〇 パーセント以内	年一・七 パーセント	年〇・四五 パーセント	年〇・六 パーセント	年〇・六

鳥取県告示第二百五十号

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和四十四年十月鳥取県規則第六十一号。以下「規則」という。）第二条の規定に基づき、漁業近代化資金の利子補給率を次のとおり定める。

平成八年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 規則別表一の (一)に掲げる資金		二 規則別表一の (二)に掲げる資金		漁業近代化 資金の種類		利子補給率	
年一・七 パーセント	年一・二五 パーセント	し付ける場合	限る。)に貸 定する団体に いう。)に規 定する団体に 以下「令」と 第二百九号。	号まで及び第 十号に掲げる 者（漁業近代 化資金助成法 施工令（昭和 四十四年政令 第二百九号。	一号から第五 号まで及び第 十号に掲げる 融資機関が、 同条第一項第 五号まで掲げ る者（令第 五百五条に規 定する団体に限 る）に貸し付 ける場合	が、同条第一 項第一号から 第五号まで及 び第十号に掲 げる者（令第 五百五条に規 定する団体に限 る）に貸し付 ける場合	が、同条第一 項第一号から 第五号まで及 び第十号に掲 げる者（令第 五百五条に規 定する団体に限 る）に貸し付 ける場合
年一・五 パーセント	年一・九五 パーセント			十号に掲げる 者（漁業近代 化資金助成法 施工令（昭和 四十四年政令 第二百九号。	一号から第五 号まで及び第 十号に掲げる 融資機関が、 同条第一項第 五号まで掲げ る者（令第 五百五条に規 定する団体に限 る）に貸し付 ける場合	が、同条第一 項第一号から 第五号まで及 び第十号に掲 げる者（令第 五百五条に規 定する団体に限 る）に貸し付 ける場合	が、同条第一 項第一号から 第五号まで及 び第十号に掲 げる者（令第 五百五条に規 定する団体に限 る）に貸し付 ける場合
年一・七 パーセント	年一・一五 パーセント			十号に掲げる 融資機関が、 同条第一項第 五号まで掲げ る者（令第 五百五条に規 定する団体を除く。）に貸し付ける場合	が、同条第一 項第一号から 第五号まで及 び第十号に掲 げる者（令第 五百五条に規 定する団体を除く。）に貸し付ける場合	が、同条第一 項第一号から 第五号まで及 び第十号に掲 げる者（令第 五百五条に規 定する団体を除く。）に貸し付ける場合	が、同条第一 項第一号から 第五号まで及 び第十号に掲 げる者（令第 五百五条に規 定する団体を除く。）に貸し付ける場合
年一・七 パーセント	年一・九五 パーセント			十号に掲げる 融資機関が、 同条第一項第 五号まで掲げ る者（令第 五百五条に規 定する団体を除く。）に貸し付ける場合	が、同条第一 項第一号から 第五号まで及 び第十号に掲 げる者（令第 五百五条に規 定する団体を除く。）に貸し付ける場合	が、同条第一 項第一号から 第五号まで及 び第十号に掲 げる者（令第 五百五条に規 定する団体を除く。）に貸し付ける場合	が、同条第一 項第一号から 第五号まで及 び第十号に掲 げる者（令第 五百五条に規 定する団体を除く。）に貸し付ける場合

三 に掲げる資金	規則別表二 年一・七 パーセント	年一・五 パーセント	年一・七 パーセント	年一・五 パーセント
四 に掲げる資金	規則別表三 年一・七 パーセント	年一・五 パーセント	年一・七 パーセント	年一・七 パーセント
五 に掲げる資金	規則別表四 年一・七 パーセント	年一・五 パーセント	年一・七 パーセント	年一・七 パーセント
六 に掲げる資金	規則別表五 年一・七 パーセント	年一・五 パーセント	年一・七 パーセント	年一・七 パーセント
七 に掲げる資金	規則別表六 年一・七 パーセント	年一・五 パーセント	年一・七 パーセント	年一・五 パーセント
八 に掲げる資金	規則別表七 年一・七 パーセント	年一・五 パーセント	年一・七 パーセント	年一・五 パーセント
九 に掲げる資金	規則別表八 年一・七 パーセント	年一・五 パーセント	年一・七 パーセント	年一・五 パーセント

## 鳥取県告示第二百五十一号

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則（昭和五十一年十一月鳥取県規則第六十九号）第一条第一号及び第四条の規定に基づき、漁業経営維持安定資金の貸付利率及び利子補給率を次のとおり定める。

平成八年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第二百五十二号

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則（昭和五十六年六月鳥取県規則第五十号。以下「規則」という。）第二条第三項第三号及び第四条並びに附則第二項の規定に基づき、漁業経営安定資金の貸付利率及び利子補給率を次のとおり定める。

平成八年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 規則第二条第三項第三号の貸付利率及び規則第四条の利子補給率

貸付利率	利子補給率
年三・五パーセント	年一・二パーセント

二 附則第二項の貸付利率及び利子補給率

貸付利率	利子補給率
年三・〇パーセント	年一・七パーセント